

# 柏ビレジ自治会自主防災組織要綱

施行 平成9年4月20日

- 第 1 条 (趣 旨)  
この要綱は、柏ビレジ自治会規約（昭和57年12月12日施行。以下「規約」という。）に定めるもののほか、自主防災組織に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 (設 置)  
規約第13条の規定により、防災部を設置する。
- 第 3 条 (目 的)  
防災組織は、自治会のもとに住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震や火災などの災害（以下「地震など」という。）における被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。
- 第 4 条 (防災組織)  
1 防災部に防災部長を置き、防災組織は、規約第13条第1項から第3項の規定に準じ支部及び班を置く。  
2 第1項の規定により支部に支部長、班に班長を置く。
- 第 5 条 (事 業)  
防災組織は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 防災に関する知識の普及に関すること  
(2) 地震などに対する災害防止に関すること  
(3) 地震などの発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導など応急対策に関すること  
(4) 防災訓練の実施に関すること  
(5) 防災資機材などの備蓄に関すること  
(6) 火災予防（運動）に関すること  
(7) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項
- 第 6 条 (任 務)  
1. 自治会長は、防災部を統括し、地震などの災害発生時における応急活動の指示を行う。  
2. 防災部長は、自治会長及び副会長の指揮のもとに防災部の円滑な運営を図り目的の遂行に努める。  
3. 支部長及び班長は、防災組織の構成員として、防災組織の運営に参画する
- 第 7 条 (防災計画)  
地震などによる被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。  
(1) 地震などの発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導など及び防災組織の編成及び任務分担に関する事項  
(2) 防災知識の啓蒙に関する事項  
(3) 防災訓練の実施に関する事情  
(4) その他必要な事項
- 第 8 条 (その他)  
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、自治会長が別に定める。